

令和3年度 軽自動車税(種別割)額は下記のとおりです

● 原動機付自転車(原付)、軽二輪、小型二輪、小型特殊自動車



車両区分		税率(年税額)
原動機付 自転車 (原付)	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪(125cc超250cc以下)		3,600円
小型二輪(250cc超)		6,000円
小型特殊 自動車	農耕作業用	2,400円
	その他のもの	5,900円

鳥速度で
安全運転を
お願いします。



お問い合わせ先

税務課電話 0980-83-4861

税務課FAX 0980-82-4333

● 三輪、四輪の軽自動車



車両区分	税率(年税額)			
	①平成27年3月31日までに新規検査をした車両	②平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両	③重課 最初の新規検査から13年を経過した車両	
三輪	3,100円	3,900円	4,600円	
四輪	乗用(自家用)	7,200円	10,800円	12,900円
	乗用(営業用)	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用(自家用)	4,000円	5,000円	6,000円
	貨物用(営業用)	3,000円	3,800円	4,500円

■ 軽四輪車等にかかる軽自動車税のグリーン化特例(軽課)について

令和2年度に新規登録された軽四輪等(三輪以上の軽自動車)が要件を満たしている場合、取得した日の翌年度に限り税率が軽減される特例措置です。対象となる要件は下記のとおりです。

[対象及び軽減割合]

令和2年4月1日～令和3年3月31日に新車の新規検査を受けた軽自動車(自動車検査証の「初度検査年月」参照)で下記の(ア)～(ウ)のいずれかに当てはまるもの

適用条件					軽減割合
(ア)	・電気自動車・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)				75%軽減
(イ)	乗用	平成30年排出ガス基準50%低減達成 または 平成17年排出ガス基準75%低減達成	+	令和2年度燃費基準+30%達成車両	50%軽減
	貨物用			平成27年度燃費基準+35%達成車両	
(ウ)	乗用	平成30年排出ガス基準50%低減達成 または 平成17年排出ガス基準75%低減達成	+	令和2年度燃費基準+10%成車両	25%軽減
	貨物用			平成27年度燃費基準+15%達成車両	

令和2年度のグリーン化特例(軽課)に係る軽自動車税の税額

車両区分			(ア) 税額を概ね 75%軽減	(イ) 税額を概ね 50%軽減	(ウ) 税額を概ね 25%軽減	適用外の 車両	
軽自動車	三輪		1,000円	2,000円	3,000円	3,900円	
	四輪	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	10,800円
			営業用	1,800円	3,500円	5,200円	6,900円
		貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円	5,000円
			営業用	1,000円	1,900円	2,900円	3,800円

*グリーン化特例の適用は1年間であるため、令和2年度までに「グリーン化特例(軽課)」を受けたことのある車両については、令和3年度「グリーン化特例(軽課)」は適用されませんのでご注意ください。